

審査対象													特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の根拠・理由等	備 考				
創 設		改 築 (拡張も含む。)		増築 (増改築も含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含 む。)		大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含 む。) ※賃貸物件		避難スペース 整備											
通所 施設	入所 施設	グル ープ ホ ーム	通所 施設	入所 施設	グル ープ ホ ーム	入所 施設	通所 施設	入所 施設	グル ープ ホ ーム	通所 施設	入所 施設	グル ープ ホ ーム										
I 事業の必要性	○	○	○				○	○	○			○	大規模修繕等では新規に事業を始める場合及びグループホームで住居を追加する場合。創設で移転整備するもの（定員の増がないものに限る）は除く。	(1) 利用者のニーズ	①施設の定員の8割以上の利用予定者が確実に見込める場合。	+ 4	(根拠) ・H25.5.15「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）の適正執行について」（課長通知） ・定員の割合については、県独自の基準による。	・利用予定者を確認できるもの（利用予定者名簿等）により確認する。 ・1年後の見込みは、熊本県障がい福祉計画に定める圏域ごとの利用量見込みをもとに確認する。				
				○	○	○	○	○	○			○			②当初は、施設の定員の8割以上の利用予定者を見込めないが、事業開始後1年内に定員を充足する利用者が見込める場合。	+ 2						
															●審査対象外●当初、施設の定員の8割以上の利用予定者が見込めず、事業開始後1年が経過しても定員を充足する利用者が見込めない場合。	×						
													(2) 利用者のニーズ（避難スペース）	①市町村との協議を踏まえ、避難スペースで受け入れを予定している在宅の障がい者等の数を把握しており、必要性の高い整備である。	+ 2	(根拠) ・県独自の基準：利用者のニーズ及び市町村の施設整備に関する考え方等で評価する。	・市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備にの必要性や市町村の考え方を確認する。					
														②避難スペースで受け入れを予定している在宅の障がい者等の数を把握しておらず、具体性のない計画である。	± 0							
	○	○	○				○	○	○			○	(3) 熊本県障がい福祉計画との整合性	①県障がい福祉計画に定める令和5年度末のサービス必要見込量に対する定員数等が6割に満たないため、特に整備が必要である場合。	+ 4	(根拠) ・熊本県障がい福祉計画（第6期熊本県障がい福祉計画、第2期熊本県障がい児福祉計画）						
							○	○	○			○		②県障がい福祉計画に定める令和5年度末のサービス必要見込量に対する定員数等が6割に達しているものの、更に整備が必要である場合。	+ 2							
														③定員数等が既に熊本県障がい福祉計画に定めるサービス必要見込量を超えている場合。	± 0							

審査対象														特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の根拠・理由等	備 考		
創 設		改築 (拡張も含む。)		増築 (増改築も含む。)		老朽民間社会福祉施設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に係る整備も含む。)			大規模修繕等 (防犯対策強化に係る整備を含む。) ※賃貸物件			避難スペース整備								
通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	入所施設	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム						
I 事業の必要性	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(4) 熊本県障がい福祉計画(地域計画)との整合性	①県障がい福祉計画(地域計画)に定める令和5年度末のサービス必要見込み量に対する定員数等が5割に満たないため、特に整備が必要な地域に設置する場合。  ②県障がい福祉計画(地域計画)に定める令和5年度末のサービス見込み量に対する定員数等が5割に達しているものの、更に整備が必要である場合。  ③定員数等が県障がい福祉計画(地域計画)に定める令和3年度末のサービス必要見込み量を、既に達成している地域に設置する場合。	+4	(根拠) ・県独自の基準による評価:未達成圏域への整備を優先 (理由) 施設整備については、県内全体の障がい者数や既存施設の配置状況等を考慮することが必要であるため。	・サービスが不足している圏域について優先的に整備を進めるため。	
																(5) 老朽度数	①老朽度数3500点以下  ②老朽度数4000点以下  ③老朽度数4500点以下  ●審査対象外●老朽度数4500点超	+4	(根拠) ・H17.10.5「老朽民間社会福祉施設の整備について」(局長通知)、R5.O.O「老朽民間社会福祉施設の整備について」(局長通知) ・老朽度数、残存率のランク分けについては、県独自で基準を設けた (理由) 老朽度数・現存率は、改築の必要性の重要な判断指標となるため。	・左記局長通知により老朽改築は、老朽度数(木造の場合)4500点以下、現存率(ブロック、鉄筋コンクリートの場合)70%以下の施設に限定されている。	
																(6) 現存率	①現存率60%以下  ②現存率65%以下  ③現存率70%以下  ●審査対象外●現存率70%超	+4	(根拠) ・老朽度数・現存率は、改築の必要性の重要な判断指標となるため。	・左記局長通知により老朽改築は、老朽度数(木造の場合)4500点以下、現存率(ブロック、鉄筋コンクリートの場合)70%以下の施設に限定されている。	
																(7) 当初建築からの経過年数	①30年以上  ②20年以上  ③10年以上  ④10年未満	+4	(根拠) ・H7.11.30「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取り扱いについて」(局長通知)、R5.4.1「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取り扱いについて」(局長通知) ・年数のランク分けについては、県独自で基準を設けた (理由) 大規模修繕等の場合、建築後の経過年数は修繕の必要性の重要な判断指標となるため。	・左記局長通知により老朽改築は、老朽度数(木造の場合)4500点以下、現存率(ブロック、鉄筋コンクリートの場合)70%以下の施設に限定されている。	

審査対象												特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の根拠・理由等	備 考
創 設		改築(拡張も含む。)		増築(増改築も含む。)		老朽民間社会福祉施設整備	大規模修繕等(防犯対策強化に係る整備も含む。)			大規模修繕等(防犯対策強化に係る整備を含む。)※賃貸物件							
通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	入所施設	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム		
I 事業の必要性												(8) 大規模修繕等の内容、程度				(根拠) ・H7.11.30「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」(局長通知)、R5.4.1「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取り扱いについて」(局長通知) ・評点のランク分けについては、県独自で基準を設けた。 (理由) 大規模修繕等は、施設・設備に生じている障害除去の緊急性や処遇向上のための修繕等の必要性を判断指標とし、障害除去や安全性確保を優先する。	・現地確認等により検討を行う。
												(9) 法令等の加算				(根拠) ・県独自の基準による。 (理由) 現況で建築基準法、消防法等の法令等への違反状態があれば、速やかに改善を図る必要があるため。	・市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備に関する意向や考えを確認する。 ・②の「同意」については、賛意を示す場合のほか、市町村から明確な反対の意思表示がない場合も含める。
												(10) 地域防災計画との整合性				(根拠) ・県独自の基準：市町村の施設整備に係る取り組みや考え方等で評価する。 (理由) 法人と福祉避難所の協定を結ぶ主体が市町村であることから市町村の意向を考慮する必要があるため。	・市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備に関する意向や考えを確認する。 ・②の「同意」については、賛意を示す場合のほか、市町村から明確な反対の意思表示がない場合も含める。

審査対象													特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の根拠・理由等	備 考				
創 設		改 築 (拡張も含む。)		増築 (増改築も含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備も含む。)		大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含 む。) ※賃貸物件		避難スペース 整備											
通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	入所施設	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム										
I 事業の必要性													(11)災害時の受 入者数	①災害時に障がい者等30人程度が長期的に避難生活が可能なスペース(120m <sup>2</sup> 以上)が十分に確保されている。	+2	(根拠) ・H25.2.26「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」(部長通知)、R5.O.O「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」(局長通知) (理由) 部長通知及び局長通知において、30人程度が長期的に避難生活が可能なスペースの確保について明記されているため。	・「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(厚生労働省作成)によると、一人あたりの平均面積は2~4m <sup>2</sup> 程度。					
II 事業の確実性													(1)用地の確保	①設置予定者が所有し、登記済みあるいは、地方公共団体から貸与を受けることが書面により確認できる。	+4	(根拠) ・社会福祉法第25条 ・H12.12.1「社会福祉法人の認可について」(局長通知第2 法人の資産) (理由) 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うにあたり必要な資産を備えなければならないため。 また、社会福祉法人以外の法人も事業の安定的な実施のためにには、用地の確保が必須であるため。	・「土地譲渡確約書等」には土地の寄付、賃貸借及び地上権の設定に係る書面などを含む。					

審査対象													特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の根拠・理由等	備 考
創 設		改 築 (拡張も含む。)		増 築 (増改築も含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強 化に係る整備 も含む。)			大規模修繕等 (防犯対策強 化に係る整備 を含む。) ※賃貸物件			避難スペース 整備					
通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ーム	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ーム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ーム	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ーム	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ーム	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ーム
II 事業の確実性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2)用地に係る規制事項及び規制解除見込み	<p>①農振除外等の手続は不要で、抵当権等も設定されていない。</p>													+ 4	(根拠) ・農業振興法、農地法、都市計画法等の土地利用、規制に係る法令や条例、民法等 (理由) 法人は、土地の利用等を規制する関係諸法令等が有る場合は、それらの規制等を解除しておく必要があるため。	・市町村農業委員会、県の所管課等で法的規制解除の手続きの進行状況を確認する。 ・抵当権等の利用制限については、その抹消を約する書面及び債務返済を見込む書面により確認する。	
		<p>②農振除外等の手続が必要であるが規制解除できる。または、抵当権等が設定されているが、抹消できることが書面で確認可能である。 ※ただし、法人において社会福祉事業のために設定された抵当権等で、今回の施設整備計画による自己資金の拠出に当たり、既存の借入に係る償還計画に新たな負担が生じないと認められるものを除く。なお、社会福祉法人においては、基本財産担保提供承認を受けて設定した抵当権等及び福祉医療機構からの借入に係る抵当権等に限る。</p>													+ 2			
		<p>●審査対象外●農振除外等の規制または抵当権等について、解除または抹消することが確認できない場合</p>													×			
	(3)建物の確保	<p>①設置予定者がすでに建物賃貸借契約を締結しており、かつ、整備後の賃貸期間が10年以上であることが確約書等により確認できる。</p>													+ 4	(根拠) ・「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適化法」という。）」 (理由) 補助金適化法により、補助財産に応じて処分制限期間が設けられており、少なくとも10年は補助物件で継続して事業を行う必要があるため。		
		<p>②建物賃貸借確約書等により建物の賃貸借契約を締結することが確実であり、かつ、整備後の賃貸期間が10年以上であることが確認できる。</p>													+ 2			
		<p>●審査対象外●建物の賃貸借契約を締結することが確実でない。</p>													×			

審査対象														特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の根拠・理由等	備 考
創 設		改築 (拡張も含む。)		増築 (増改築も含む。)		老朽民間社会福祉施設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に係る整備も含む。)		大規模修繕等 (防犯対策強化に係る整備を含む。) ※賃貸物件		避難スペース整備								
通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	入所施設	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	
II 事業の確実性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(4) 施設整備基準への適合性	●審査対象外●国の施設整備基準に適合していない部分があるため、計画の変更が必要であるが、国庫協議までに改善される見込みがない。	x	(根拠) ・H18.9.29「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」 ・H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.12.25熊本県基準条例（※） (理由) 施設整備にあたっては、利用者の処遇の一定レベルの確保等のために基準が設定されているため。	<基準の例> ・設置すべき部屋の種類 ・配置すべき職員数 ・廊下の幅
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(5) 施設整備資金	①寄付金・自己資金については金融機関の残高証明書・決算書等により証明され、全ての資金の確保が確実である。	+ 4	(根拠) ・H13.7.23「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」5「指導監督上の留意事項について」(2)施設整備関係 ・H12.12.1「社会福祉法人の認可について」（課長通知第2 法人の資産） (理由) 無理な資金計画は、整備が不能となる可能性も孕み、不祥事案につながる場合も想定されるため。	・資金は、金融機関の残高証明や寄付申込書、借入申請書、決算書等（既設法人の場合）により判断する。 ※決算資料の財産目録等で確認。新設の場合は、本人からの寄付等の状況
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●審査対象外●手持ちの預貯金がなく、現在保有していない資金（土地の売却代金等）を予定している場合。借入金があり、その返済計画に無理がある場合。	x		

審査対象													特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の根拠・理由等	備 考				
創 設		改 築 (拡張も含む。)		増 築 (増改築も含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備も含む。)		大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含 む。) ※賃貸物件		避 難スペース 整 備											
通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル プ ホ ム	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル プ ホ ム	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル プ ホ ム	通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル プ ホ ム										
II 事業の確実性		○ ○ ○					○ ○ ○ ○ ○						(6) 施設長 (管理 者)	①資格要件を満たしている。  ②資格要件を満たしていない場合、新たに施設を経営する法人について法人認可協議までに満たすことが確実である。また、既に施設を経営中の法人については、その施設（事業所）開設までに満たすことが確実である。  ●審査対象外●資格要件を満たしておらず、法人認可協議若しくは施設（事業所）開設までに満たすことが確実でない。	+ 4  + 2  ×	(根拠) ・ H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」 ・ H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」 ・ H24.2.3「児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準」 ・ H24.2.3「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」 ・ H24.12.25熊本県基準条例（※） (理由) 施設運営にとって、施設長（管理者）は重要な役割を担うため。	・計画の熟度、確実性を積極的に評価する。 ※施設長の資格要件=社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者					
		○ ○ ○					○ ○ ○ ○ ○						(7) サービス管理 責任者	①サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の資格を有する者の配置が確実である場合。  ②サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の有資格者を、事業所又は施設開設までに確保する予定。又は、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者に就任予定の者が事業所又は施設開設までに資格を取得する予定。  ●審査対象外●一定の実務経験を有したサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置は未定であり、事業所または施設開設までに資格の取得を満たすことが確実でない。	+ 4  + 2  ×	(根拠) ・ H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」、 H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」 ・ H24.2.3「児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準」 ・ H24.2.3「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」 ・ H24.12.25熊本県基準条例（※） (理由) 障害者総合支援法（児童福祉法）に基づく施設障害福祉サービスでは、一定の実務経験を有するサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の配置が義務づけられているため。	・計画の熟度、確実性を積極的に評価して配点する。					
														①事業運営資金の額が、年間事業費の2／12以上確保されている。	+ 4	・資金は、金融機関の残高証明や寄付申込書、借入申請書、決算書等（既設法人の場合）により判断する。						

審査対象														特記事項	審査項目	基 準	配点	項目設定の根拠・理由等	備 考
創 設		改築 (拡張も含む。)		増築 (増改築も含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含 む。)		大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含 む。) ※賃貸物件		避難スペース 整備								
通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	入所施設	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	
II 事業の確実性	○	○	○				○	○	○	○	○	○							
これから新規に事業を始める場合又はグループホームで住居を追加する場合														(8) 事業開始時の運営資金	②事業運営資金の額が、年間事業費の1／12以上2／12未満が確保されている。	±0	(根拠) ・H12.12.1「社会福祉法人の認可について」(課長通知) 第2法人の資産(3)(理由) 介護給付費、訓練等給付費の受給者への交付が、事業開始の約2ヶ月後となるため。	・左記課長通知により、必要な資産として年間事業費の1/12以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していないこととされている。 また、2/12以上有していることが望ましいとされている。 ※年間事業費(事業所単位)と、財産目録の流動資産の預金・現金合計額を比較する。	
●審査対象外●事業運営資金の額が、年間事業費の1／12未満である場合。															x				
●審査対象外●収入・支出の算定基礎が恣意的であるなど収支計算が不適切な場合又は収支差額がマイナスで安定した運営が見込めない場合。														(9) 事業収支見通し		x	(根拠) ・H12.12.1「社会福祉法人の認可について」1 社会福祉事業(2)社会福祉法第3～5条、第61条(理由) 安定した運営は、利用者の処遇の維持・向上に不可欠であるため。	・算定基礎が適切であるほど、事業収支見通しの精度が高まり、より安定した施設運営に繋げることができる。 ※事業所単位で年間の収入と支出を比較する。	

審査対象													特記事項	審査項目	基 準	配点	項目設定の根拠・理由等	備 考				
創 設		改築 (拡張も含む。)		増築 (増改築も含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備も含む。)		大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含む。) ※賃貸物件		避難スペース 整備											
通所 施設	入所 施設	グル ープ ホ ーム	通所 施設	入所 施設	グル ープ ホ ーム	入所 施設	通所 施設	入所 施設	グル ープ ホ ーム	通所 施設	入所 施設	グル ープ ホ ーム										
II 事業の確実性													(10) 災害時の福祉サービス提供体制	①災害時に障がい者等を受け入れるために必要な福祉サービスについて、速やかに確保できる体制及び関係機関との連携体制が整っている。	+ 2	(根拠) ・H25.2.26「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」(部長通知) ・R5.○.○「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」(局長通知)	・市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備に関する意向や考え方を確認する。					
															②災害時に障がい者等を受け入れるために必要な福祉サービスについて、速やかに確保できる体制及び関係機関との連携体制は未整備であるが、今後整備予定である。	± 0						
III 立地条件													(11) 災害時の物資等提供体制	①災害時に障がい者等を受け入れるのに必要な食糧、物資、福祉用具等について、速やかに確保できる体制及び関係機関との連携体制が整っている。	+ 2	(根拠) ・県独自の基準による評価 (理由) 障害者総合支援法及び児童福祉法の考え方のひとつとし、希望する全ての障がい児(者)が障害福祉サービス等を利用することを保証していくこととしているため、通所の際の利便性を重視した。	・利便性の確保として、公共交通機関の利便について評価するとともに、低廉な料金による送迎等事業者の配慮を評価して配点した。 ・徒歩での移動が可能な範囲として施設を中心とした半径500m以内(徒歩10~15分以内)を基準とした。					
															②災害時に障がい者等を受け入れるのに必要な食糧、物資、福祉用具等について、速やかに確保できる体制及び関係機関との連携体制は未整備であるが、今後整備予定である。	± 0						
															③公共交通機関の便は良くない立地で、利用者の利便に特段の配慮もない場合。	± 0						

審査対象														特記事項	審査項目	基 準	配点	項目設定の根拠・理由等	備 考
創 設		改 築 (拡張も含む。)		増 築 (増改築も含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含 む。) ※賃貸物件			大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含 む。) ※賃貸物件			避難スペース 整備						
通所施設	入所施設	グルーピ ーム	通所施設	入所施設	グルーピ ーム	入所施設	通所施設	入所施設	グルーピ ーム	通所施設	入所施設	グルーピ ーム							
III 立地条件	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2) 土砂災害等の危険性  大規模修繕等は新規に事業を始める場合又はグループホームで住居を追加する場合 民老の場合は移転を伴うもののみ	①現在、危険地域（※）にある施設を、危険地域以外の場所へ移転する場合。  ②危険地域以外の場所で、施設を創設、移転（①を除く）、または、大規模修繕等を行う場合。（グループホームの住居の追加を含む）  ③危険地域のうち洪水浸水想定区域に、施設を創設、移転、または、大規模修繕等を行う場合（グループホームの住居の追加を含む）で、想定される浸水等に対して十分な対策がとられている場合。  ●審査対象外●危険地域に施設を創設、移転、または、大規模修繕等を行う場合。（ただし③の場合を除く。）	+2	(根拠) ・R3.3.17付け厚生労働省 社会・援護局障害保健福 祉部障害福祉課保護課事 務連絡  (理由) 建物の立地の安全面への配慮から、危険地域への新規計画を厳しく評価する。 なお、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、洪水浸水想定区域は法律上の規制はないものの、上記事務連絡の趣旨に鑑み原則、補助対象外とするが、洪水浸水想定区域は一律広範で地域によっては大部分で施設整備ができないなるおそれがあるため想定される浸水に対して十分な対策がとられている場合は、例外的に補助対象外としない。	※危険地域とは、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、洪水浸水想定区域は法律上の規制はないものの、上記事務連絡の趣旨に鑑み原則、補助対象外とするが、洪水浸水想定区域は一律広範で地域によっては大部分で施設整備ができるなくなるおそれがあるため想定される浸水に対して十分な対策がとられている場合は、例外的に補助対象外としない。							
																±0			
IV 法人運営	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(1) 社会福祉法人の監査状況  既に法人格を有している社会福祉法人	●審査対象外●文書指摘事項を改善する見込みがない。	×	(根拠) ・県独自の基準で評価 (理由) 法令、通知に基づいた健全な施設運営は利用者の処遇の維持向上には不可欠であるため。	・第三者評価制度を導入し、評価結果を公表している施設を積極的に評価する。							
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2) 第三者評価制度について  既に法人格を有している場合 ※新規法人等で事業実績のない場合を除く	①主たる事業について事前協議を行う年度及びその前3カ年度のいずれかの年度において、第三者評価を受審し、評価結果を公表している。  ②主たる事業ではないが、事前協議を行う年度及びその前3カ年度のいずれかの年度において、第三者評価を受審し、評価結果を公表している。  ③第三者評価を受審しているが、公表をしていない。もしくは、受審していないが、確約書の提出がある。	+2									
															+1				
															±0				

審査対象														特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の根拠・理由等	備 考
創 設		改 築 (拡張も含む。)		増築 (増改築も含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強 化に係る整備 も含む。)			大規模修繕等 (防犯対策強 化に係る整備 を含む。) ※賃貸物件			避難スペース 整備						
通 所 施 設	入 所 施 設	グ ル ー プ ホ ー ム	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設	入 所 施 設	通 所 施 設						
IV 法人運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(3) 設立代表者	①設立代表者が、整備しようとする施設に関連する業務に1年以上従事した実績や当該業務に関する識見を有する。  ②設立代表者は、整備しようとする施設に関連する業務に従事した特段の実績や当該施設業務に関する識見を有しない。	+2 ±0	(根拠) ・県独自の基準による。 (理由) 法人及び事業所又は施設運営にとって、設立代表者の識見は重要な要素であり、計画の熟度、確実性に關係してくるため。	・計画の熟度、確実性を積極的に評価して配点する。 ※本項目は、社会福祉法人設立に係る審査と並行して、施設整備に係る審査を行う場合のみ使用する。
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			+2 +1 ×	(根拠) ・社会福祉法第36条～42条、H12.12.1「社会福祉法人の認可について」(局長、課長通知第3 法人の組織運営) (理由) 法人運営にとって、理事等の役員は重要な構成要素であるため。	
V 各取組状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(1) 地域との連携・交流計画の有無	①日常的に地域との交流が図れる場所に立地しており、交流計画の策定等、交流を図るための取組みが行われている。  ②日常的に地域と交流が図れる場所に立地していないが、交流計画の策定等、交流を図るための取組みが行われている。  ③日常的に地域と交流が図れる場所に立地しておらず、交流計画の策定等、交流を図るための取組みもない。	+2 +1 ±0	(根拠) ・H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」、H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.12.25熊本県基準条例(※) (理由) 社会福祉施設においては、利用者と地域との交流が望まれているため。	・国の左記基準や県の障害者プランで障がい者と地域社会との交流を重要視していることから、具体的な交流計画がある場合は、2点を配点する。

審査対象													特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の根拠・理由等	備 考				
創設		改築(拡張も含む。)		増築(増改築も含む。)		老朽民間社会福祉施設整備	大規模修繕等(防犯対策強化に係る整備も含む。)		大規模修繕等(防犯対策強化に係る整備を含む。)※賃貸物件		避難スペース整備											
通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	通所施設	入所施設	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム										
V 各取組状況	○	○	○				○	○	○	○	○	○	大規模修繕は、新規に事業を始める場合又はグループホームで住居を追加する場合	(2) 利用者の受け入れ等	①障がい種別にかかわらずに全ての障がい児（者）を受け入れる計画としており、その実現性も施設整備や職員配置等から十分に担保されていると認められる場合。	+ 2	(根拠) ・県独自の基準による。 (理由) 障害者総合支援法及び児童福祉法下の障害福祉サービス等は、障がい種別にかかわらず全ての障がい児（者）を受け入れることを原則としているため。	・障害者総合支援法の趣旨に沿った計画を積極的に評価して配点する。				
																+ 1						
																± 0						
													(3) 避難スペースにおける障がい特性への配慮	①各障がい特性に応じた配慮を行うための具体的な計画がある。	+ 2	(根拠) ・H25.2.26「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」(部長通知)、R5.O.O「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」(局長通知)	・市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備に関する意向や考え方を確認する。					
															± 0							

審査対象														特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の根拠・理由等	備 考			
創設		改築 (拡張も含む。)		増築 (増改築も含む。)		老朽民間社会福祉施設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に係る整備も含む。)			大規模修繕等 (防犯対策強化に係る整備を含む。) ※賃貸物件			避難スペース整備									
通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	入所施設	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム							
Ⅴ 各取組状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(4) 市町村障害者計画との整合性	①市町村障がい者計画との整合性があり、整備予定地の市町村は施設整備に同意している。		+ 2	(根拠) ・県独自の基準：市町村の施設整備に係る取り組みや考え方等で評価する。 (理由) 支援費制度の開始により、事業の実施主体が市町村となったことや整備予定地の市町村障害者計画を考慮する必要があるため。	・市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備に関する意向や考えを確認する。 ・「同意」については、賛意を示す場合のほか、市町村から明確な反対の意思表示がない場合も含める。 ・市町村障がい者計画に沿った施設整備又は市町村が具体的に支援する施設整備であることは、障がい者福祉政策の推進に貢献することを重要視し、2点を配点する。	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●審査対象外●整備予定地の市町村が施設整備に同意していない。		×			
Ⅴ 各取組状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(5) 障がい者雇用	①職員に障がい者を雇用（正規雇用）している。		+ 4	(根拠) ・県独自の基準：福祉施設に関連する県の各種事業、施策の促進や発展に繋がるかを判断。 (理由) 障がい者福祉施策の推進に繋がる施設整備計画に対して積極的に評価する。	・事業所単位ではなく、法人全体での雇用状況	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		②職員に障がい者を雇用（非正規雇用）している。		+ 3			
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		③職員に障がい者を雇用していないが、雇用に向けた具体的な取り組みを行っている。（新規法人等で事業実績等がない場合のみ適用。）		+ 2			
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		④職員に障がい者を雇用していない。		± 0			
Ⅴ 各取組状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(6) バリアフリーへの対応	●審査対象外●施設整備計画にバリアフリーを取り入れていない。		×	(根拠) ・県独自の基準：障がい者福祉施設としてバリアフリー対応は基本的事項であるため	・	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							

審査対象													特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の根拠・理由等	備 考
創 設		改築 (拡張も含む。)		増築 (増改築も含む。)		老朽民間社会福祉施設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に係る整備も含む。)			大規模修繕等 (防犯対策強化に係る整備を含む。) ※賃貸物件		避難スペース整備						
通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	通所施設	入所施設	通所施設	入所施設	通所施設	入所施設	通所施設	入所施設	通所施設	入所施設	通所施設	入所施設	通所施設	
V 各取組状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(7) 県産木材利用の推進	①県産木材を利用した施設の木造化、及び、内装の木質化を行う。  ②県産木材を利用した施設の木造化、または、内装の木質化を行なう  ③県産木材を利用した施設の木造化、または、内装の木質化を行わない。	+ 2	(根拠) ・「熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針」(H23. 2) (理由) 県産木材を利用した公共建築物の木造化・木質化に対して積極的に評価する。	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			+ 1		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			± 0		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(8)-1危機管理への取組み状況	①災害時の危機管理マニュアルの作成が行われている。  ②災害時の危機管理マニュアルの作成を行っていないが、今後策定される予定である場合。	+ 2	(根拠) ・県独自の基準 (理由) 災害発生時、自力避難が困難な人が多く利用する障がい者福祉施設においては、日頃より災害対策が必要となるため。	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			± 0		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			± 0		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(8)-2危機管理への取組み状況	①災害時の危機管理マニュアルの作成や訓練等の取組みを行っている。  ②災害時の危機管理マニュアルの作成は行っているが、訓練等の取組みを行っていない。	+ 2	(根拠) ・災害発生時、自力避難が困難な人が多く利用する障がい者福祉施設においては、日頃より災害対策が必要となるため。	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			+ 1		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			± 0		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(9) 避難スペースの活用計画	①平常時において地域に密着した事業を実施して避難スペースを活用するための具体的な計画がある。	+ 2	(根拠) ・H25. 2. 26 「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」(部長通知)、R5. O. O 「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」(局長通知)	・市町村の意見書や聞き取りにより、施設整備に関する意向や考え方を確認する。
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			± 0		

審査対象														特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の根拠・理由等	備 考		
創 設		改築 (拡張も含む。)		増築 (増改築も含む。)		老朽民間社会福祉施設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に係る整備も含む。)			大規模修繕等 (防犯対策強化に係る整備を含む。) ※賃貸物件		避難スペース整備									
通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	入所施設	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の根拠・理由等	備 考
V 各取組状況	○	○	○														①苦情への対処方針や計画が策定されている場合。	+ 1	(根拠) ・社会福祉法第82条 ・H12.6.7「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組み」の指針について ・H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」、H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.12.25熊本県基準条例(※) (理由) 事故処理は、利用者の遭遇改善に係る重要な取り組みであるため。	既に事業所又は施設を経営中の法人については、監査調書等により判断する。	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(10)-1苦情処理への対応	②苦情への対処方針や計画が策定されていないが、今後策定される予定である場合。	± 0			
																	①苦情に対する計画や体制が整っており、かつ、計画に沿った対応がなされている場合。	+ 1	(根拠) ・社会福祉法第82条 ・H12.6.7「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組み」の指針について ・H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」、H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.12.25熊本県基準条例(※) (理由) 事故処理は、利用者の遭遇改善に係る重要な取り組みであるため。	既に事業所又は施設を経営中の法人については、監査調書等により判断する。	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(10)-2苦情処理への対応	②苦情に対する体制や計画が整ってはいるが、計画に沿った対応がなされていない場合。	± 0			

審査対象														特記事項	審査項目	基 準	配 点	項目設定の根拠・理由等	備 考
創 設		改 築 (拡張も含む。)		増築 (増改築も含む。)		老朽民 間社会 福祉施 設整備	大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含 む。) ※賃貸物件		大規模修繕等 (防犯対策強化に 係る整備を含 む。) ※賃貸物件		避難スペース 整備								
通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	入所施設	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	通所施設	入所施設	グループホーム	
V 各取組状況	○	○	○				○	○	○	○	○	○				①事故への対処方針や計画が策定されている場合。	+ 1	(根拠) ・社会福祉法第82条 ・H12.6.7「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組み」の指針について ・H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」、H18.9.29「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.2.3「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」 ・H24.12.25熊本県基準条例(※) (理由) 事故処理への対応は、利用者の処遇改善に係る重要な取り組みであるため。	既に事業所又は施設を経営中の法人については、監査調書等により判断する。
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				②事故の対処方針や計画が策定されていないが、今後策定される予定である場合。	± 0		
VI 提出案件の熟度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				①事故に対する計画や体制が整っており、かつ、計画に沿った対応がなされている場合。	+ 1	既に事業所又は施設を経営中の法人については、監査調書等により判断する。	既に事業所又は施設を経営中の法人については、監査調書等により判断する。
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				②事故に対する体制や計画が整ってはいるが、計画に沿った対応がなされていない場合。	± 0		

※熊本県基準条例

- ・熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
- ・熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- ・熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例